

## 令和 2 年度教育訓練内容、時間数及び実施方法

放射線取扱主任者

### 1. 対象者(予防規程第 30 条第 1 項)

- (1) 放射線業務従事者
- (2) 付随業務等従事者
- (3) 一時立入者

### 2. 実施時期(予防規程第 30 条第 2 項第 1 号)

- ア 放射線業務従事者として登録する前(放射線業務従事者)
- イ 取扱等業務を開始する前(付随業務等従事者)
- ウ 初めて管理区域に立ち入る前(一時立入者)
- エ 前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から 1 年以内

### 3. 実施内容、時間数及び方法(予防規程第 30 条第 4 項に基づき、本審議で定める)

#### (1) 放射線業務従事者に対する教育訓練について

##### ア. 放射線業務従事者として登録する前(新規教育訓練)

法令が定めた項目	法令が定めた最低時間数	基盤研究支援センターで 実施する内容及び時間
放射線の人体に与える影響*	30 分以上	45 分
放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い	1 時間以上	(基礎)* 45 分
		(放射線発生装置)* ※ 45 分
		(密封線源)*※ 45 分
		(非密封線源)* 45 分
		(施設見学、測定器取扱)**
		45 分以上
		計 3 時間 45 分以上
放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程	30 分以上	(法令)* 45 分
		(予防規程)* 45 分
		計 1 時間 30 分
その他放射線障害防止に関して必要な事項	—	—
計		6 時間

##### イ. 前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から 1 年以内(再教育訓練)

法令が定めた項目	法令が定めた最低時間数	基盤研究支援センターで 実施する内容
放射線の人体に与える影響	定めなし	
放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い		
放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程		(法令)* (予防規程)*
その他放射線障害防止に関して必要な事項		

※新規教育訓練の放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱いの項目のうち、放射線発生装置、密封線源の内容については、本人から、基盤研究支援センターのみで放射線業務に従事し、該当する線源・装置の取扱予定がないとの申し出があった場合には、センター長及び主任者の了承を得て受講を省略することが出来る。ただし、該当する線源・装置を取扱うことになった場合には、改めて新規教育訓練を受講するものとする。

(2) 付随業務等従事者に対する教育訓練について

ア. 取扱等業務を開始する前(新規教育訓練)

- ・ 法令、及び予防規程(放射線業務従事者に対する教育訓練と同内容、同時間数、同方法で実施する)
- ・ 施設見学(主任者が必要と認めた場合)

イ. 前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内(再教育訓練)

- ・ 法令、及び予防規程(放射線業務従事者に対する教育訓練と同内容、同時間数、同方法で実施する)

(3) 一時立入者に対する教育訓練について

初めて管理区域に立ち入る前、及び前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内とも、下記について行う。

- ・ 口頭又は書面による注意事項(管理区域入口掲示)の説明
- ・ 施設見学(主任者が必要と認めた場合)

(4)実施方法

原則、講義形式で行う。

新型コロナ禍の影響を考慮して、表中\*の項目、内容については、e-learningによる実施も可能とする。但し、e-learningで実施する場合には、理解度テスト全問正解で受講完了とする。

(備考1) 教育訓練の時間数について

- ・ 教育時間については、従来法令からの過度な削減にならない様に、従来通り6時間の内容で実施する。但し、基盤研究支援センターには、放射線発生装置及び密封線源が存在しないことから、本人から基盤研究支援センターのみで放射線業務に従事し、該当する線源・装置の取扱予定がないとの申し出があった場合には、センター長及び主任者は、放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱いの項目のこれらの内容について受講を省略し、計4時間30分の教育及び訓練を受講した者に対して、放射線業務への従事を認めることが出来るものとする。この者が該当する線源・装置を取扱うことになった場合には、改めて新規教育訓練の受講を求めるものとする。
- ・ 教育訓練をe-learningで実施し、理解度テスト全問正解によって受講完了と見なす場合には、解答に要した時間を把握し、総解答時間が法令が定めた最低時間数を超える様に難易度を設定する。万一、受講者の解答時間が最低時間数よりも短かかった場合には、「施設見学、測定器取扱」において補足説明を加えるなどして、最低時間数以上の受講時間を確保する。

(備考2) 測定器取扱について

- ・ 測定器取扱では、ハンドフットクロスモニター、GMサーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータの使用方法を、実機に触れさせながら説明する。

以上